

令和2年度（第4回）鳥取市介護保険等推進委員会

日程：令和2年12月1日（火）午後1時30分～3時30分

場所：鳥取市役所本庁舎 鳥取市民交流センター2階 多目的室1

出席者：《委員》

田中彰副委員長・相見貴明委員・竹本英行委員・竹本匡吾委員・多林康子委員・安住慎太郎委員・長谷川ゆかり委員・清水真弓委員・野澤美恵子委員・橋本京子委員・垣屋稲二良委員・山本雅宏委員・林哲二郎委員・濱崎由美委員

（欠席：岩城隆志委員長・竹川俊夫委員・足立誠司委員・目黒道生委員）

《事務局》

長寿社会課

1. 開 会

2. 委員長あいさつ（委員長欠席のため、副委員長が議事進行を代行）

3. 議 事

（1）第8期鳥取市介護保険事業計画・高齢者福祉計画について

①施策について

・健康づくりの推進について

（副委員長）

健康づくり・介護予防の推進についての説明でしたが、委員の皆様から、御意見ございますでしょうか。非常に複雑な内容なんです。皆様の意見があれば、今出していただけたら、検討の材料になると思います。

（C委員）

54ページの地域リハビリテーションの推進の主な取組で、継続が3つあるんですけども、要支援・要介護者の生活の質の向上とか、通所介護・訪問介護等の質の向上は、今、どんなメニューがあるんですか。この地域リハビリテーションっていうのも、僕のイメージからすると狭い概念のところしか書いてないようなので、今、継続されている質の向上という部分では、どんなメニューがあるのかなと思って。

（事務局）

確かに、言葉にすると理解しにくい事業かとは思いますが、この継続で3つ上げておりますが、例えば、要支援・要介護者の生活の質の向上支援では、利用者さん、要支援者・要介護者が、地域包括支援センター等に困り事の相談に来られたときに、リハビリテーション専門職とケアマネ

ジャーと一緒に訪問をして、在宅での生活の状況や、身体の状態を確認させていただき、専門的な知見を用いて、なかなかケアマネジャーさん等では指導できないような体の動かし方であるとか、ここに福祉用具を置いたらもっと楽に生活できますよとか、ここの段差を解消したら楽になりますねというような、生活の質の向上を図っております。

次の通所介護・訪問介護等の質の向上支援も、基本的には同じようなことでして、ケアマネジャーさん等から相談があった場合に、ケアマネジャーさんであるとか、事業所等に、医療の視点っていうんですかね、リハビリテーションの視点を用いて、質を向上を支援していくというようなことを行っております。

(副委員長)

質問も結構難しい質問だろうと思いますし、回答するのも難しい部分があるんじゃないかなと思います。特に、リハビリの中での医療の介入、どこら辺までが医療、医師なしでできるのか、要するに、していいのかですね、リハビリのスタッフに実際聞いてみても、理解できてない部分があったようでしたね。ですから、そこら辺をきちっとしていないと、途中で障害になるかもしれませんね。

(F委員)

リハビリテーションのできるっていうのは、医師の指示の下っていうのが大前提にあるんですけども、予防的な観点であれば、関わっていけるという話も出ています。ただ、直接的に、利用者さんとか教室とか、行って触れるっていうことの介入はできないので、多分そういったところを含めて、予防的に関わっていると思うんですけども、リハビリ職としても、そこら辺の把握がなかなかできていない部分があるので、今、いろいろな意見を皆のほうに進めているところではあります。

違う質問というか、意見なんですけれども、53ページの(3)番、(4)番のいわゆる短期集中予防サービスのC事業についてになるんですけども、どうしてもこの部分の文言でいうと、要支援者に対しての部分が目立って、要支援者などがサービスをついてこの「など」のところで、先ほど上がったようなしゃんしゃん体操とか、おたっしゃ教室とか、地域支え合い推進員さんともっと深く関わって、例えば、しゃんしゃん体操に出てこれなくなった方とか、おたっしゃ教室に出てこれなくなった方を拾い上げれるというか、すくえるというか、その情報が、恐らく包括支援センターさんの情報に行かないというか、支援センターさんは窓口として、そういった困った方が、来た方に対するアプローチだと思うんですけども、もう少し教室事業さんの中とか、A事業さんとか等含めて何か連携ができてくると、よりこういったところのサービスが進んでいきやすいのかなという印象があったので、ちょっと意見という形で。

(G委員)

50ページの1の健康寿命の延伸の1つ目の丸のところ、地域の健康課題の整理・分析を行い、事業全体を調整するための医療専門職を配置しますとありますが、これは、具体的には、どういったことを想定されていらっしゃるのですか。

(事務局)

事業はすでに行っておりますので、事業全体を調整するための医療専門職として、保健師を長寿社会課に専任で配置しております。医療、KDBですとか、介護のシステムのデータを一体的に拾い出して、各地区ごとに、ここの地区は何が悪い、ここの地区は何が悪い、ここの地区はちょっといいなというような把握をして、そこから導かれる課題を設定して地区へのアプローチに当たっていただく、全体を調整する役割をしています。

(G委員)

分かりました。ぜひ評価をお願いしたいと思います。

・社会参加の促進

(I委員)

施策の2の丸のところなんですけれども、高齢者の福祉、健康づくり、生きがいつくり支援のための高齢者福祉施設の設置って書いてあるんですけども、レクリエーションの場、その場ってというのはどういうところなんです。設置場所。

(事務局)

高齢者施設につきましては、高齢者福祉センターは、さざんか会館の隣のほうにございます。あとは、旧町ですね、新市域につきましても、それぞれ老人福祉センターという形で1つずつセンターのほうを設置しております、そちらのほうでも、こういった教養の教室ですとか、市民の場を設けさせていただき活動をさせていただいています。

(I委員)

それは、鳥取市であると、鳥取市高齢者福祉センターですけれども、比較的元気な方が行っとられる場所であって、皆さん車で行っとられるんですけども、そこに行けないっていう方もたくさんいらっしゃいまして、私は城北なんですけれども、毎週1回サロンを開いています。城北の場合は、公民館と憩の家とってなって2か所あるんですけども、なかなか範囲が広いもんですから歩いて行けない方が多いんです。それで、私たち地区社協の場合は、出前講座をっていうことで考えてるんですけど、場所がないもんですから、本当は青葉町、田園町、それからいろんなその地区に、1か所ずつローテーションを組んで、出前のサロンっていうので考えてるんですけど、場所がないもんですから、なかなか実行に移せなくて。できましたら、空き家がたくさんありますから、そういうところを鳥取市の方が活用されて、借り上げていただければ、近くで歩いて行けるサロンがたくさん増えて、地区社協のほうが出向いてお世話するっていうことの形になるのかなと思うんですけども。

(事務局)

まず1つ、サロンを開設してもそこに行く手段がないというお話ございましたが、その意見につきましては、ほかの会でも同じような御意見をたくさん頂いております、せっかくサロンがあるのに通う手段がない、その移動手段というのを確保する必要がある大きな課題としてあるのではないかとということで、こちらのほうも認識はさせていただいていますが、なかなかそこに対する有効な対策っていうのは取れておりません。例えばボランティアみたいな形で、地域の有志

の方で、例えば車をこちらのほうで準備させていただいて、それを運行していただくような方式が取れないかですとか、いろいろ他地域では先進的に取り組んでおられる地域があるようですので、本市でも勉強、研究して、が解消できるような取組ができないか、地域の中でそういったことが生まれてこないかっていうことが、何か必要ではないかというふうには考えております。

また、2点目の場所の問題、委員さんのほうからも空き家を活用してはどうかというような御意見も頂きましたので、そういったアイデア等も、何か実現する手段等、何かこれからもそういった研究等を進めていきたいと考えております。

(I 委員)

その車の送迎なんですけれども、もちろんそういうことも考えたんですけれども、もしものことがあればということになると、その保障というか、責任問題になってくるわけですから、やっぱり一歩踏み出せないってところがあるのが現状です。

(事務局)

そうですね。そのような、もし事故があったらというようなことの御心配があるというのを、まず一番はそこに不安があって、ドライバーの確保が難しいというようなことも聞いております。そういったところに取り組んでいけるような雰囲気といたしますか、どこか1箇所でもそういったところできてきますと、また横展開で広がっていく可能性もありますので、そこについて、今後も取り組んでいきたいと思っております。

(副委員長)

先ほどの点に関してですが、ボランティアとして参加して下さってる人に、もし事故があったどうするんだという問題点、非常にシビアな問題なんですよ。交通事故だけではないです、疾患もそうですよね。ですから、それらは、行政が何らかの格好で基礎的なことを検討して、そういう場を、守る場をつくってあげなくちゃいけないんじゃないかなと私は思っております。この2年間ぐらい、ボランティアで介護助手を私のところは積極的に進めてきましたけれども、コロナの問題で、大体70歳で死亡率が20%弱ぐらいありますよね。お手伝いしてもらってるのは、大体そのぐらいの年齢なんですよ。一度定年をどこかで迎えられて、それでもまだ力があるかなと、できることあるかなというところで参加して下さってるんですけれども、労働者として考えるべきなのか、それともそうでないのか、前にも言いましたけれども、これは、きちっと定めて守ってあげなければ、その人たちは安心して働けないんじゃないかなと思います。今、国は、75でも働けということを言ってますけれども、本当に疾患が蔓延した場合に、それに触れて死亡したときは誰の責任なのか、本人なのか、それともそういう環境をつくった事業者なのか、それとも行政なのか。行政は今のところ、今のところですよ、それは労働者ではある、だから、労働保険にちゃんと入れてくださいと、でも、死亡に関しては、責任は持ちませんということですので、何か非常にかわいそうとかね、宙ぶらりんな感じです。でも、この問題はやっぱり進めるとしたら、その辺の整備を、やはり行政的にきちっとしなくちゃいけないなあと思っております。

結論から言うと、うちでは70歳を超えて、要するに危険だなと、死亡率がぐんと上がるところからの人に関して、30人ほどのボランティアの方を退職していただきました。一月分、給与は

出しました。だけど、それ、本当によかったのか。やっぱりもうちょっと働けるように、働ける環境をつくってあげなくちゃいけないと思ってますし、その辞めてもらった方にですね、一人一人に全部お手紙を出しております。このコロナが済んだら、安全になったら、また働いてくださいねって、これは首じゃありませんよと、働ける場所をずっと用意してますからということをおっしゃっております。これは、個人の事業がするのではなくて、やっぱり行政として、これのレジュメの中にも何度もそのボランティアっていう言葉が出てて、そのたびに僕はひっかかるんですけどね、これは一体何を意味しているんだろうなと思いますけど、やっぱり、今、国に回答を求めても無理だろうと思います。なぜ無理かという、出そうと思ったら出せるんだけど、縦型の社会の中では、厚生省と厚労省、要するに、超えた話はなかなか進みません。でも、しなくちゃいけない話だろうと思ってますので、できるだけ進めようと思ってます。

1つの、これは、そのアイデアになるかどうかは分かりませんが、これは質問なんですけども、鳥取市のその福祉のポイント制ですね、ポイント制は、これに適用できますか。

(事務局)

介護助手さんのお仕事が、こちらに書かせていただいております、介護支援ボランティアポイントの対象になるかということですね。

(副委員長)

はい。

(事務局)

介護助手さんでの、その場でお仕事されているという形のものにつきましては、このボランティア制度のほうは、対象とは今のところはなっておりません。

(副委員長)

よそで働いている場合もですか。要するに、常勤か非常勤かという話ではなくて、働いている部分に関するその保証ですよ。それにお金を出すと、そういうふうな格好になるんですよ、労働者だというふうに認定されるんですよ。だから、ポイントだったらどうかなという、そういうことなんですけどね。ポイントでも駄目ですね。

(事務局)

今のところ、このボランティアポイントの制度で取組をしておりますのは、ある特定の施設というわけではなく、ここのボランティアポイントの制度で登録していただいております各介護施設ですとか、病院等ですね、そういったところに、いろんなところに、特に、そこと雇用契約とか、そういったものがあるわけではなく、ボランティアとして1時間、2時間、何か簡単なお手伝いとかしていただいたときに、その時間に応じてスタンプを押して行って、それをお金に、最終的に、年度上限1万円という上限はありますが、そちらにポイントを交換させていただくという制度になっておりますので、今のところは、そういったところでの取組となっております。

(副委員長)

私も直接自分でそういう役所と交渉してみましたけどね。時間ではないんですね、雇用関係なんですよ。雇用関係が1時間であろうが、2時間であろうが、それは存在するんですよ、その義務が。そのときに、それをポイントで払えばいいのかなというのをちょっと今思った、書いて

ある、前からポイント制っていうのはありましたよね。それ、どうなのかなと思って、ちょっと聞いてみました。

(G委員)

介護保険事業の施策とはちょっと離れるかもしれませんが。社会参加という意味で、高齢者の、介護を受ける人の社会参加っていうのが、何かやっぱり趣味とかになってくるんですけども、高齢者の人が元気でいる一番のことっていうのは、人のためにどんだけっていうところで、自分の趣味を広げることも大事なんですけども、孫のために何かしてあげる、誰かさん、お隣の人のために何かしてあげるっていう、その気持ちっていうのが一番、何か元気のもののように感じていまして。今、ここの中でよくボランティアって言葉が出てきて、もともとは何か、私、ボランティアっていうのはあんまり好きじゃないっていうか、そういう施策の中のボランティア、何かお金がないから、何かお願いしますねっていう感覚にどうもあったんですけども、それを裏返せば、そういう余力のある方に一生懸命そういうことに参加していただければ、介護予防のそのまた予防になるような気がして、介護になる、その対象になる前のその状態を維持するという意味で、高齢者の方がいきいきと暮らせるという意味では、この施策の外ですけども、そのボランティア活動っていうものを、さっきのポイントの話とかいろいろありましたけども、しっかり参加していただけるような体制をつくるっていうのは、すごく介護の世界では重要じゃないかなというふうに感じました。

(C委員)

今の意見ってすごく重要だと思っていて、本当に共生の社会をつくるって言って、地域の中でいろんな人が参画して、そこでモチベーション高めていくっていう場をつくったり、参加する人をどうやってコーディネートするかっていうのは、すごく大切になってくるんだろうなと思っています。この中で、生活支援コーディネーターっていう名前と、それから(6)のところですね、地域福祉活動コーディネーターって、いろいろ社協さんの中にこう位置づけられているみたいで、こういう方々が働きやすく、きちっとできているんだろうかなというのが非常にすごく心配っていうか、できるようにしてほしいなと思います。生活支援コーディネーターというのは、本当に各市のいわゆる校区だとか、いろんなところに配置されているんでしょうし、それが本当に足りているのだろうかということもあるし、それから地域福祉コーディネーターと、高齢者世帯が地域で孤立することのないようにっていうような重要な位置づけで書いてありますが、これが継続っていうことは今までもずっとされているっていうことでしょうかから、地域福祉活動を支援するっていう、何かどういう形で本当にされているのかなっていうのを、質問で聞いてみたいなと思います。

あと、ふれあい・いきいきサロンっていうのも、このエリアごとで本当にどれぐらいできているんだろうかって、そういう地区別の、何かエリア図みたいなものっちゃんとは作成されているのかなと思ってみたり、何かそんなことを思いました。

(事務局)

2点ほど質問いただいたかと思いますが。まず1つは、地域福祉活動コーディネーターさんの活動ということで、先ほども、I委員さんからも少し御紹介いただいたようなサロン活動なんか

も、その1つなのかなというふうに考えておるんですが、もしよろしければ、何か御紹介いただけると。

(I 委員)

ちょっと御紹介しましょうか。私、城北地区で、毎週1回水曜日にサロンを開いてるんですけども、それで、城北地区では、その支援福祉コーディネーターさんの担当が決まってまして、その方とこう密に、じゃあ今日は何しよう、今週は何しようってことで相談して、派遣していただいたり、そうですね、月に3回、2回ぐらいはコーディネーターの方が見に来られて、あっ、こういう感じだなんてことで、とても城北では助かっております。

もう一つ、もちろん、それは助かってるんですけども、毎週1回、大体35人ぐらいの方がいらっしゃるんですけど、大体80歳以上の方が大半でして、そのお世話をする人も、80以上なんです。それで、これが多分5年、10年もたないかなと。その方たちが、5年、10年すると、多分自然消滅するんじゃないかというサロンが結構多いんですね。そこら辺を、今度鳥取市さんが、支援コーディネーターの人たちがちょっと来ていただければ、若い方が来ていただければ随分違うなど。ちゃんとお世話役をしていただいて、もちろん住民もするんですけども、主となってしていただければ、全然違うなどということを感じます。若い人がお世話役で入ってこられたらいいんですけども、なかなかもう今70ぐらいまでお仕事しておられますから。もう本当に、多分10年もたないんじゃないかっていうサロンが非常に多いんです。ですから、それをとても危惧してるんですけども、鳥取市さんのほうも、そういったこのお世話役の方を派遣していただいたりすれば、随分長もちをするんじゃないかなってことで、いつも思っております。

(事務局)

サロンに対してのそういった、生活支援コーディネーターさんなりの支援といいますか、お手伝いがあればというようなお話もありましたけども、実際、社会福祉協議会さんのほうに委託して、今は6名の生活支援コーディネーターを配置させていただいてたんですが、実際に、そのサロンで具体的なお手伝いっていう形になるかどうかはあれなんですけども、サロンを新たに開設したり、運営継続について何かお手伝いできないかとか、そのサロンでこういったことをしてみてもどうかとか、そういったアドバイスなどをさせていただくことが、生活支援コーディネーターのほうも、お手伝いできること、あるかと思いますので、先ほどの話で、このままだとちょっと皆さんが高齢化して自然消滅、サロンしていくんじゃないかっていうときに、新たな方を声かけして来ていただくとか、生活支援コーディネーターの中でちょっと心配な、気がかりな方がいらっしゃるから、そういう場に出てみたらどうだみたいな声かけすることで、サロンに参加される方の輪がどんどん広がっていけばいいかなというふうに考えております。

また、もう一点、ふれあい・いきいきサロンの何かその地域ごとのエリア図みたいなものはないかということですが、私のほうで把握しているものでは、特にそういったエリア図みたいなものは確認してないんですけども、どこのエリアにどういったサロンがあるというのは、このふれあい・いきいきサロンの事業の中で数字は持っておりますので、何かそういったものをマップ的なものですか、一覧表とかに落としていって見ていったほうが分かりやすいということがあれば、そういったこともできるのではないかなというふうには考えております。

(C委員)

この地域福祉活動コーディネーターっていうのは、どんな活動をされてるんでしょうか。

(事務局)

本日、B委員さんが鳥取市社会福祉協議会のほうから来ていただいておりますので、説明いただけたいと思います。

(B委員)

生活支援コーディネーターは、市社協の職員です。地域福祉活動コーディネーターというのは、地域の方がボランティア的なことを支援する人なので、市社協の職員とはまた違います。I委員さんは、城北の地域福祉活動コーディネーターで、地域のほうに助成金という形で、年間15万円を地区の社会福祉協議会に出して、地域福祉活動を支援していただくということなんで、今年8地区ぐらい配置をされているということです。

(K委員)

先ほどから、地域活動における足、送迎だとか、車を使えない人はどうするんだ、歩けない人はどうするんだっていうことで、私、実際にファミリー・サポート・センターで何年もボランティア活動をしているんですが、会員の方を高齢者の方を車に乗せて移動するということは禁止されておりますので、一緒にタクシーに乗って移動しております。やはり高齢者の方も、病院に行かれるということは死活問題ですので、タクシー代は自腹で切って、タクシー代と私の1時間600円というボランティアの報酬とを自腹で切って移動されます。

だけど、ファミリー・サポート・センターのほうも、年に1回交流会っていうのをやっています、お楽しみ交流会ですのでいろんな方に来ていただいて、出し物とかそういうのをやるんですけど、そこに行くまでのタクシー代は、皆さん出されません。楽しみのためにタクシーを使うってことはあまりされませんので、サロンのほうにもタクシーで通ってこられるっていう方は、多分いらっしゃらないと思うんですね。かといって、Kさん送ってっていうことはできないわけなんです。やっぱり、私の安全、高齢者の方の安全、私はプロのドライバーではありませんのでできないっていうところがあるので、サロンが開かれるのは皆さん御存じなんですけど、数百メートルが歩けないっていう方がほとんどじゃないかなっていうふうには思っています。

このファミリー・サポート・センターに入会したときも、厳しく会員さん同士の間で、じゃあしょうがないから乗っけてあげるよっていうことは、絶対にしないでくださいっていうふうに言われていますのでしないんですけども、こういうことがネックになって、外に出られない方が多いんだっていうのは、もうすごくしてあげたいボランティア、してあげたいお世話ができない状況に、ファミリー・サポート・センターもあるっていうことですね。おうちまでは自分の自家用車で行きますので、そこからタクシーに乗って病院に行って、病院の間全部付き添って、またタクシーを呼んで帰ってくる。その間の実費を全て個人で払ってもらっているってことになっていますので、それがもし、タクシー会社さんといいいお話が、いい具合な連携ができたらっていうのは、ずっと車移動してて思ってます。それに、サロンに行ける方、お隣の誰れさんが行ってるから私は行きたくないとか、仲のいい方ばかりではないので、地区内でそういう素敵なサ

ロンに通いたいという方と、ちょっと地区外だけであっちに行ってみいたいという方が、かなり両極端でいらっしゃるかなっていう雰囲気は感じております。

楽しみのために出かける手段が、安くっていか、何かこう補助ができたらなってというのはボランティアしててよく感じることでありますので、少しお話しさせていただきました。以上です。

(副委員長)

ちょっと追加なんですけども、表現として、56ページに(2)の下の方に、ボランティア活動に対して換金できるポイントっていうのがあると思うんですね、表現が。これは、労基に聞いてくださったらいいと思いますけども、労基はアウトだと言うと思います。これは、私が聞きました。

うちはどうしているかという、今ちょっともうやめています。だけど、それ以前に、市がこのポイント制を始める前にやってたのは、お金でなくて、中でのサービスの交換をしておりました。だから換金ではないんですよ。ですから、それは問題ないという話でしたから。だけど、ここに換金ってあるので、換金っていうと、やっぱりお金かなということになると、ちょっと表現を検討されたらどうかと思います。いずれにせよ、今はコロナの問題があるので、うちは両方の制度を止めました。

ほかに、どなたか。

(B委員)

送迎に対するいろんな御意見が出たと思うんですけど、何をクリアすればその送迎ができるかっていうふうな、例えば共助交通とかいろんなものが始まったりしてるんですけど、なかなか関係者でも、何がクリアしたらできるのか、何が障害なのかっていうことが、ちょっと分かりにくいところがあると思うので、そこはどういうものをクリアして、どういうものが行政が準備、支援すればできるのかっていうのを、何か分かりやすく提示していただけないかなと。みんな送迎のことで、なかなか地域活動がうまくいかないというのは共通の認識だと思うんですけども、その行政としても支援できるものもあると思うんです。それで、こういう話になると、いつも研究させてくれ、調査させてくれるっていうことで、いつも会議が流れてしまうので、そろそろはつきりさせてもいいのかなとは思うんですけども。

(事務局)

移送手段については、行政としても何か取り組める具体的なところを今後提示してほしいということがございましたので、地域によっては、車両について、リース等で取得して、そういった費用、ガソリン代とか、そういったところについて、利用者のほうから実費相当を頂くような形で運行しているところもあるようには聞いておりますが、先ほどからお話がある中で、まず、運転手の問題もあつたりですとか、そういったハード的な、車が整備、用意できていても、なかなか事業として進まないといったところもあるようですし、逆に、場所によっては、運転手さんはいらっしゃるんですけども、利用者の方がいらっしゃるというような地域もあるようにも聞いております。なかなかニーズとマッチしてない、運行の要件等、時間等の問題もあるのかもしれませんが、マッチしてない部分があつて進まないところもあつたりするところもあるよ

うに聞いております。こちらについても、また引き続きという言い方にはなってしまうんですけども、今後の課題として取り組んでいきたいというふうに考えております。

(副委員長)

1つの考え方として、実は、私のところで、うちのマイクロバスを出して職員が運転して、お買物ができない人、地域におられるその人たちに無料で提供する、お買物ができるようにお店まで連れて行ってあげて、連れて帰ってあげると。全体、無料です。それはあんまり問題にならないようですけどね。だけど、それは経費を全部自分のところが持つてっていうだけの話ですから。だから、隣のおばさんを乗せて行っているのと一緒にかなということでしょう。それはオーケーのようです。はい。

それでは、次の議題に移りたいと思います。

・包括的な支援体制の構築

(D委員)

地域福祉相談センター25施設ということなんですけど、どういうところが想定されているのかというのが質問です。包括支援センターは地域福祉の向上の牽引役としての役割を果たしていくということで、もう少し突っ込んだというか、役割を果たしてってもらうっていうことについて、確かに包括支援センターは委託事業なんで、仕様書に書いていないことについてあまり書くわけにいかないという部分は確かにあるとは思いますが、医療・介護連携の進め方に対して、やはり包括支援センターの動きというのは、実施体制として大変重要な役割を果たしていくと思いますので、そういう面でも、地域支援事業に対しての牽引役だということを、はっきり明示していただきたいなというふうに思います。

それと、先ほどの評価指標の竹川先生のほうから話がおありだったんですけども、これも、実際のところ、市に政策提言するっていうのは、単に意見を上に上げればよいということなのか、どういうふうに協議するのか、あるいは生活支援コーディネーターも関わりのある協議体として、どの部分を協議するのかという辺りのことについても、何かいろいろとお考えがおありだとは思いますが、教えていただきたいなと思います。

(事務局)

最初に御質問いただきました地域福祉相談センター25か所ですが、これは、平成30年の11月に設置したところですが、計画としましては新規という格好になっておりますけども、これから、さらに新たに設置するというものではございません。社会福祉法人さんの協力いただきまして、介護施設等を中心に設置させていただいておりますし、社会福祉協議会さんにも、各新市域、それから中央の相談センターということで、設置をさせていただいているところでございます。

(事務局)

確かに、地域包括支援センターというのは、一応ここに大ざっぱというか、大まかな、3本の柱の業務を行うということで書いてあるんですけども、確かに非常に細かく複雑な業務でありますし、地域共生社会の実現であるとか、地域包括ケアの推進に向けて、非常に重要なセンターだ

ということでこちらも認識しておりますし、期待もしているところです。また、ちょっと具体的に細かく、どこまで落とし込んで書けるかというの、ちょっとこちらのほうで検討させていただきたいかなと思っております。

(事務局)

もう一点、地域ケア会議で出てきた課題について政策提言していくときに、それは単に上に対して意見を言うだけのことなのか、そこを協議する場はどういうふうに考えているかという御質問としてありました。現在の状況では、地域包括支援センター圏域ごとで出てきた地域課題を1つにまとめて、その課題をさらに鳥取市のほうへ、こういった課題があるということを提案していく、そういった具体的な場については設けていないのですが、この地域包括支援センターの拡充・再編ということで、今後、来年に向けて、さらに地域包括支援センターの箇所数を増やしていく中で、さらに圏域が細くなることで、よりきめ細かな対応をしていく中で、さらに、今まで拾い切れなかった様々な地域課題ですとか、そういったものが地域ケア会議等を通じて集まってくるのではないかと考えております。

ですので、今後の課題として、そういった包括のほうで抽出、確認した課題について、鳥取市全体1層という形で協議する場を設けていく、例えば、地域包括支援センターの代表者の方に集まっていたりですとか、それぞれ介護関係の代表者の方に集まっていたりするような会議の場を設けて、その課題をどう解決していくかというような話をする、話合いの場を設けていけるようにしていかなければ、この地域包括支援センターの数だけ増やしても、鳥取市のほうの地域共生社会のほうの実現というのは、なかなか難しいのではないかと考えております。

・認知症施策の推進

(D委員)

認知症地域支援推進員を各地域包括支援センターに設置ということで、大変喜ばしいことではあるんですけども、この計画に上げるものは、どうしても市として取り組むことということになっていて、実際の包括に配置される認知症地域支援推進員に対して、どういう目標を求めていくのかは、なかなか見えにくい面があるんじゃないかと思えます。やすらぎ支援員さんについては、その包括センターごとにそういう人材を育成していくことが、すごく求められるなど感じるようになりまして、そういう形で、本人支援であるとか、本人の声を聴くとか、本人の声を施策に反映するというときにも、地域での認知症サポーターも大事ではあるんですけども、そういう人材づくりっていうのも、各包括支援センターに配置する推進員さんに強く求めたいと思う部分です。というのが、包括支援センターも、徐々に委託が進んではいくんでしょうけども、その推進員さんに、じゃあ何を期待するのかっていうところが、やはりなかなかその包括支援センターの中でも見えにくい部分があるんじゃないかなと思えますので、その部分については、しっかりと、どういうことを求めていくのかっていうのを明示して、こういう活動をしていきたいと思います、はっきりリーダーシップを執っていく必要があるのかなというふうに感じています。ここに書くこ

とはなかなか難しいと思うんですけど、その辺りのところについては、しっかりと包括単位で施策が充実していくようにという体制をお願いできたらなと思っています、はい。

(事務局)

御指摘のとおりだと思っております、包括委託に出して、現在、各包括に認知症推進員さんを配置しているところではありますけども、何をすればいいのかちょっと分からないなという声も聴いておりますので、認知症の推進員さん本人もそうなんですけども、包括支援センターも、この推進員の仕事を理解する、また、何をしなければならないのかっていうのも、また、市としても、きちんとこうするんだよというようなものをお示しできたらなというように考えて、今動いておるところです。

(副委員長)

ページ70の下のほうにあります本人相談員の設置とありますが、どういう役割をするんでしょうか。

(事務局)

本人相談員の設置ですけども、この本人相談員の本人というところが、認知症の方、御本人さんということです。1つ上にも「おれんじドアとっとり」の開催とあるんですが、そちらのほうでは定期的に、認知症の御本人さんが相談員として、ケア・カウンセリングといたしまして、認知症の診断を受けた方に対して、いろいろお話を聴いたり、認知症になった後にも役立つような情報の提供であるとか、相談に乗ったりとか、そういったことを、鳥取市としても、取り組んでおります。

(C委員)

ついでに、一番下の新規のところを、在宅医療・介護連携の推進での取組との連携強化というところの新規っていうのは、どんな中身なんですか。

(事務局)

新規という形で書かせていただいておりますが、この在宅医療・介護連携の推進という、今回では重点項目のほうに設定しておりませんので、説明は省略させていただいておりますが、7期に続きまして8期のほうでも取り組んでまいります。今までについては、認知症の施策に関して、この在宅医療・介護連携のほうでは特に具体的な取組というのを進められていなかったんですけども、今回、この認知症施策のところと、周知・啓発とかでかぶる部分も出てくるところはあるんですが、在宅医療・介護連携のほうでも取り組んで、住民の方に対する啓発という部分以外にも、介護の職員の方であったり、医療の職員の方に対する多職種連携というような場が、こちらの在宅医療・介護連携の取組になりますので、そういった多職種の職員の専門職の方に対する啓発・周知活動なども新たに取るという意味で、新規という形で書かせていただいております。

(副委員長)

非常に広範にわたっているんで、理解のしにくいところがあるような気がします。これは、やはり、介護保険がだんだん混乱してきたなど、目標設定しにくいんだというのが私の実感です。皆さん、どういうふうに取り扱われたか分かりませんが、前は、1期、2期、3期、これ非常に明確な目標でもって進むことができましたですね。大体怪しくなってきたのが、6期か7期ぐ

らいですかね。今、これで8期ですから、もう混迷の状態かなと思います。ですから、ある意味で網羅されてるけれども、じゃあ本当に8期で何するんだという、何かそんなちょっと不安が出てきてるわけです。

でも、それではいけないので、やっぱりその中でも、明確に目標をつくっていかなければ、超高齢化社会、これは本当どんどん進んでいきますので、みんなで頑張って、できるかできないかというよりは、しなくちゃいけない話として進めていきたいと、そういうふうに私は思っております。ただ、そういうときに、政治がころころころころ変わるのは困りますね、本当に。

・生活支援サービスの充実

(E委員)

ファミリー・サポート・センターについてお尋ねしたいんですけども、例えば山間部とか、河原町・佐治町・用瀬町とかであれば、旧市内より、例えば、支援される登録員さんが少なくてサービスに入りにくいとか、そういった差がありますか。差があるのであれば、山間部のほうにも利用できるような拡充というか、ああいうのをお願いしたいなと思います。

(事務局)

山間部ですね、支援できる人がどうかということですけども、やはり、この市街地に比べると少ない傾向がございます。特に、河原・用瀬・佐治等の旧八頭郡のほうは、旧気高のほうに比べましても、若干少ないような傾向がございます。こちら、事務局を社会福祉協議会さんに委託させていただいてるんですけども、連携を密にして、連絡会等で、こちらの話も出ております。やっぱりこの担い手の確保っていうところが、何でもそうなんですけども課題となっております。どうすればこの支援していただく方に登録していただけるかなということも、お互い知恵を出し合いながらやっているところではございますけども、なかなか目に見えての増加というのが難しく、苦慮しているというようなところですが、今後も、この課題についても、取り組んでまいりたいと思っております。以上です。

・権利擁護施策の推進について

(副委員長)

今の議題について、どなたか追加の質問、ないしは御意見ございますでしょうか。

はい。それでは、最後になります。次の議題について、説明してください。

・介護人材の確保・育成について

(副委員長)

この評価指標なんですけれども、入所施設の介護職員の充足率を出すのに、こういう指標の説明では、これって足りないんじゃないかなと思うんですよね。その基にしている数字そのものが、現場を反映していないと思います。

御存じのように、介護保険の施設基準からいうと、人員基準からいうと、こんな話ではないですね。こんなので運営ができません。ですから、例えば、うちなんかでいうと、200%の職員を雇っております。どこでもそうだろうと思いますよ、ユニットやっておられるところは、やっぱり200%。厚労省は、要するに3:1ですね、3人に対して1と言って、もうずっと20年間、譲りませんよね。それすると、介護報酬が上がるからと。でも、実際には、そんなものでやるわけじゃないわけですよ。

だから、こういうその指標の説明、指標の取り方が、ちょっと違うんじゃないかなあとと思います。多分80%っていうと、それだったら、ちょっとまずいですよね。多分、指導の対象になるんじゃないですか。この辺、ちょっともう一回検討してみてください、指標の出し方を。現実とは、ちょっと大分違うなというのが印象だし、これ多分、みんなに、誰に聴いても同じことを言われるんじゃないですかね。介護保険で、介護保険施設で、厚労省の出してる人員基準でぴったり、ぴったりではないね、プラスアルファ、病気をしたりいろいろすることもあるでしょうから、それやって、やっていると私には知らないですね。1軒だけ、かつてありましたけどね、プラス2ってところが、そんなばかなとは、私思いましたけど。普通のところは、大体先ほども言いましたけども、大体2:1、ですから、100床だったら50人以上の職員を抱えております。ちょっとその辺が現実と違うなと思います。

(事務局)

こちらの指標につきましては、先ほどのお話の中で、200%の職員ぐらいの配置で、実際は、3:1の人員基準だけでも、2:1ぐらいになるような職員配置をしておられるというような御意見も頂きました。ここでのアンケートにつきましては、それぞれの施設で、これだけの職員が必要なんだということで求人を出しておられて、その求人に対して採用できた人数を指標としておりますので、人員基準をベースにしての割合ではないということで、御理解いただけたらというふうに思います。

(副委員長)

はい。そのことはちゃんと理解した上で、やはり正確じゃないなというふうに思ったので、言いました。

(F委員)

鳥取県の配置する介護専従の就職支援コーディネーターさんというのは、鳥取県の社協さんの中に配置されてるっていうのは、今、見たんですけれども、その方との連携を図る上で、鳥取市さんで例えばそういった専従の介護の人を配置して、やり取りを今後やっていくというような動きなのか、その辺がちょっと明確にないところがあって、誰がどういう形で連携して、どういった情報がどういうところに出ていくのかなというのが、ちょっとこれだと、ぼやっとしたような感じがしたので、その辺の何か今、決まっていることとかあれば、聞かせていただきたいなと思ってです。

(事務局)

鳥取県社協さんのほうに、介護専属の就職支援コーディネーターさんという方を配属しておられるということなのですが、現時点では、鳥取市のほうとこのコーディネーターさんのほうとの連携というのは行われておりません。今後こういった専属のコーディネーターさんのほうと、鳥取市として専属のコーディネーターを置くというところまでは、現時点では考えておりませんが、担当課となります長寿社会課のほうで、担当者のほうがこのコーディネーターさんと連携しながら、有効な情報ですとか、鳥取市として、県だけではなく鳥取市として、別にこういった取組をしたらいいのではないかというようなアドバイスなども頂きながら、県と連携して事業を進めていけたらなというふうには考えておりますが、現時点で具体的に、では、どういうふうにしていくというところまでは、この計画の中では示せてないような状況です。

(副委員長)

ほかに、もし意見がございませんようでしたら、全体に関するまとめのために、包括的な議事について、どなたか御意見がございますでしょうか。

(C委員)

読ませていただいて、63ページの包括的な支援体制の構築っていうこの項目の中の、総合相談支援とか包括的なケアマネジメント、それから地域包括支援センターの中で、この相談の在り方、総合相談支援というのがよく分らないですね。これ、主語がなくて、地域福祉相談センター25か所つくって、地域包括支援センター今度10か所つくって、いろんな相談機関ってあるわけですけども、どこがどう相談を吸い上げてまとめていけるのか。また地域の共生社会をつくるっていう中で目標があるように、社協に委託しているコーディネーターさんたちがいろいろ言って、その意見を聴いたり、何かしたりというような形で文章では書いてあるけども、この書きぶりが、誰がどうしてどうするんだみたいなのが、書かれてないなあっていう気がすごくして、地域包括支援センターっていうのが、どういう役割で、どこをきちっとできるのかっていう辺がね、もう少し書かれていったほうがいいじゃないのかなっていう具合に感じています。

地域包括支援センターの基幹型をつくって、基幹型の役割とか、ほかの支援センターの役割、地域それぞれの、中学校区なら中学校区の中でのいろんな相談を受けるところがこうひしめき合う、それも高齢者の、これは介護保険ですから、高齢者のいろんな質問もあるでしょうけども、そこには、世帯と絡んだようないろんな地域ケア会議みたいところで出てくるような課題なんかもついてくるわけで、そういうのを上手にコーディネートしていくのは、本当に誰がするんだろうかなっていうのが、すごく大切じゃないかなと思うんですね。そういうのが、さっき言われたように、介護保険ではもうなくなって、地域とかいろんなところでの施策と入り組んできているので、何かそこら辺が何かこう、僕らにもすっきり分かるような何かこう組立てっていうか、文章表記にしてほしいなという具合に思っています。

特に、この総合相談支援っていうところでは、誰がどうしてどうするんだみたいなのが全然見えなくて、そこら辺がまとめられて、きちっとこう表現されるといいなという具合に感じました。

(副委員長)

表現の上で、少し明確でないところがあるのは確かですね。私も2度読んでみて、ぱしっと自分の頭の中になかなか入らない部分がありました。皆さん、多分そうでしょう。特に、今日どんっと入ってきた資料のうちの前半の部分、これはちょっと難しいなと思いました、一生懸命読みましたけども。ちょっともう少し分かりやすい書き方がしてあると望ましいなと思っているところです。

(D委員)

さっきおっしゃられたことなんですけども、私も関わりがあるのでお話しさせてください。鳥取市の場合は、旧市、鳥取旧市街地の部分の包括支援センター、それと新市域の包括支援センターというのをこれから委託、来年度にかけて委託を出していかれるんですけども、結局、その中に、さっきおっしゃった総合相談の仕組みはどう考えるのかっていうことで、本当私がしゃべるのも変ですけど、乗りかかった船なのでお話しします。結局委託に出していきながら包括支援センターの役割を考えていった場合に、やはりその地域の、おっしゃるように総合相談の要にならないといけない、そうした場合に、その結局誰がやるかっていうことになると、やっぱりその設置者というよりは、事業者の責任感という部分にかなり重点の置かれてるなというところはあるんですけども、結局、圏域の中に、たくさんの相談機関があるんですが、公的なものも含めて、例えば人権センターであるとか福祉、実際に支所、役場の福祉課というのもあり、住民福祉課というのもあるし、包括支援センターというのがあるので、試験的にその用瀬地域で、そういうそれぞれの縦割りをなくして、横の連携を図るような取組というのを去年から用瀬地域で試験的に始めてはいるんですね。その中で、先ほどお話のあった制度からこぼれそうな多問題家庭とかについては、生活困窮の仕組みを使った支援会議という形を取って、試験的に、私も委員として入らせてもらってはいるんですけども、そういう形で、ここの地域には、どこが音頭を取ったほうがいいのかっていうのは、そこの地域性とか、その相談センター、相談する機関のそれぞれのその地域性がやっぱりあって、その中で、積んだり崩したりしながら水平展開をしていっているというのが現状です。西部地域のほうでは、今後また気高とか鹿野とか青谷とかでも、そういう用瀬で取り組みかけていることなんかを水平展開する形でやっていくことになっていくのを通して、各相談機関がしっかりと連携を果たしていくっていう形が取っていけたらいいなという形を今進めているところなんですけども、問題が、結局、古い鳥取市というか、合併前の鳥取市の中が、そういう形をどういうふうに取り上げていったらいいのかというのが、まだ整理されていないというところがあって、そこの部分をどういうふうにやっていくのかっていうのは、なかなかまだ様子が見えないなというところなんです。

新市域については、やっぱり今まで社協さんの取組がしっかりされてきたっていう経緯があるので、そういう面では、社協さんの音頭取りがしっかりしていただければ、その総合相談の仕組みっていうのが、ある程度果たしていけるのかなという面がありながら、そういうふうには、先ほど言ったような課題がまだまだ山積みにあるっていうのを、私個人としては感じているところです。はい。

(副委員長)

確かに、そういう部分、不明確とは言わないんですけども、よく分からないところが、何かもやもやが少しあるんですね。それは、私も20年ちょっと超えて、ここで、医療はともかくとして介護やってみると、決まり方が明確でないというか、いつの間にか決まってるという案件が結構ありましたね。それを、僕は元気なときは、市の課長に直接談判しに行きましたけども、ちょっと待ってくださいと言って、いろいろ考えて、次の日ぐらいに回答してくれました。

でも、これは要するに、必ずしも論理的な説明ではなくて、結果的にこうなったことの説明みたいなものが結構、かつてはありました。ですから鳥取市そのものの体質かななんて思いながら、ある意味で、そういう生活の中で生きているわけで、それが、Dさんの言われたとこと同じかどうか分かりませんがね。

あるときには、申請したときには私しかいなかったのに、1週間ちょっと待ってくださいと言われて、1週間たって行ったら、ああ、これがありましたと言って、机の積み上げたやつが一番下から計画書を出された課長もおられました。その課長の計画書見ると、1枚物なんですね。設計図もないんです。土地もないんです。欲しいってということだけが書いてある。はあと思いました。それが通る世界でもあるんだなと思ったけど、20年たったら、大分鳥取も変わらないかなと思います。そうでないと、要するに、市民のための介護にはならんだろうなと思っております。ごめんなさい、これ私の意見です、純粹に、経験でもあり、意見でもあり。この委員会での話ではないかもしれませんがね。

(G委員)

今までも出ている意見だと思いますけども、鳥取市は、その地域包括支援センターを充実させていくということ、それはすごくいいことだと思いますので、そこで、竹川先生のほうは施策提言の数を指標にというようなことも出ておりますけども、やっぱり、それぞれの担当するエリアの課題とか、介護保険の充足の状況などをきちんと地域包括支援センターが出せるような、何かシステム的に出せるような仕組みをつくっていただいて、次のこの施策ができて、中間評価のときには、エリアごとのそういったものが出てくるというようなことを期待したいと思います。

②全体の素案について

(副委員長)

それでは、ただいまの最後の全体の素案についての質問、ないしは御意見ございませんでしょうか。

(J委員)

最後に言われましたパブリックコメントの日程が12月下旬ということでしたが、今期のパブコメはどのような形で行われますか。従来のパターンのようなことであれば、複雑で難解なこの介護保険の原案がそのまま配られて意見を待つということでは、意見は出ないだろうと思います。私は、今までの委員会の中で、パブリックコメントのやり方をやっぱり変えるべきだっていうことをずっと言ってきたんですが、同じパターンでやられるとすれば、非常に残念だなというように思います。みんなが作り上げていく介護保険ということから言うと、市民の幅広い意見を聴

いてやるんだっていうのが、パブリックコメントの目的だと思うんですけどね。それが、公的に公表して意見を求めたけども、意見は1件とか2件とか3件とかっていうのが毎回続いています。私は、第4期からずっと意見を出してきたんですが、同じことが毎回繰り返されているような気がして残念でならないので、パブリックコメントの在り方について、今後ぜひ検討を、真剣に検討していただきたいというふうに思いますので、取りあえず、今日のところは、今回どのような形式でパブコメを行われる予定なのかということをお聞きしたいというふうに思います。以上です。

(事務局)

はい。このたび実施します市民政策コメントですが、先ほど委員さんからお話があったように、従来型の形での公募、皆さんの意見の募集というような形で考えております。ですので、実際には、この本日表示させていただいております素案を基にインターネット等で周知させていただいて、それを御覧いただいた上での御意見を頂くというような形で考えております。

(副委員長)

確かに、パブコメはある意味で、1つの儀式のような部分がございますよね。もちろん一生懸命読んで出される人もいるし、時期だから、議会の前に出しとかなくっちゃというのものもあるかもしれないですね。ですから、できるだけ、市民の意見がその中に反映されるようにしていただきたいなと思います。

それと、ここまで来てる予算を含めた計画ですので、大体来年どのぐらいのその介護保険料なのかは出していただければよかったなと私は思います。国も、日本の今の国民の平均的によって支払える金額って9,000円だってこと言ってますよね。鳥取市は、それより少し今、少ないですよ。けど、これ新しくすると増えたんじゃ、本当に払えるのかなと。何円ぐらいになるのかという、それを見ながら、やっぱり削らなくちゃいけないところはみんな削る、そういうふうに考えなくちゃいけないんじゃないかなと思います。これは私の意見でございますけども。

4. その他

5. 閉 会